

平成27年度
第1回青森県公共事業再評価等審議委員会

日時：平成27年6月2日（火）13：00～
場所：青森国際ホテル 2階「春秋の間」

（司会）

ただ今から「平成27年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。開会にあたりまして、柏木企画政策部次長よりご挨拶を申し上げます。

（柏木次長）

平成27年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、県行政の推進にあたりまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、本県の社会資本は未だ十分と言い難い整備状況にあります。

実は、昨日、出張がありまして、岩手県の方に行って参りました。気仙沼、陸前高田、そして大船渡の現在の様子を見てきたわけですが、そういった中で、やはり東日本大震災の経験を踏まえ、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い青森県づくり、これを進めて県内各地域の更なる発展を遂げていく。このためには今後も着実に必要な公共事業を実施し、社会資本の整備を推進していくことが必要だという想いを強くしてきたところでございます。

一方、限りある県予算の中で公共事業を実施していくためには、選択と重点化、そして財源の有効活用に努めるのは勿論のことでございますが、県民の皆様から十分にご理解をいただけるよう、委員会からご意見をいただきながら、公共事業再評価及び事後評価を厳格に実施するとともに、その検証過程を広く公開して、県民の皆様への説明責任を果たしていくことが何よりも重要であると認識しております。

公共事業の実施過程における客観性、透明性の向上及び効率的執行の確保に向けてご審議をいただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

（司会）

本日は、今年度第1回目の会議でございます。県の4月1日付の定例人事異動もございましたので、県側の職員をご紹介します。

まず、企画政策部です。

ただ今ご挨拶申し上げました柏木次長です。

続きまして、農林水産部です。

油川次長です。

影山農村整備課長です。

続きまして、県土整備部です。

清水部長です。

松橋整備企画課長です。

浅利道路課長です。

福士河川砂防課長です。

中野都市計画課長です。

続きまして、委員の異動についてご報告いたします。

田村委員におかれましては、本年3月で青森大学を退職されたことに伴い、当委員会の委員につきましても、3月31日付をもって辞職されましたことをご報告させていただきます。

田村委員の辞職によりまして、当委員会の委員は9名ということになっております。

本委員会の会議は、運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は6名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立しますことをご報告させていただきます。

では、これから議事に入りますが、議事進行は、委員会設置要項に基づきまして、武山委員長をお願いいたします。

武山委員長、それではよろしくをお願いいたします。

(武山委員長)

今年もよろしくをお願いいたします。

昨年に引き続き、今年も大分件数としては少なくなっているかと思えます。集中的に、効率的に審議を進めて参りたいと思えますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、まず審議に入る前に、委員会の基本的な事項ということで3点確認させていただきます。

この会議は委員会運営要領第3に基づいて公開とさせていただきます。

審議内容は、委員会の資料と共に事務局の企画調整課で公表・縦覧します。

なお、議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うこととしておりますので、議事録の確認等、問い合わせがあるかと思えますが、よろしくご回答いただければと思います。

また、委員会終了後、報道機関等の取材対応は、私の方に一任くださるようお願いいたします。

それでは、ご協力、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、議事の方を進めて参りたいと思います。

まず初めに、議事の1番目、今年度の委員会スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、現時点において想定しております今年の委員会のスケジュールについてご説明させていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。

今年度の委員会につきましては、3回の開催を想定しております。昨年度の委員会は一昨年度までに比べまして再評価地区が少なかったことから、例年、5回開催しておりました委員会を4回に減らして実施したところでございますが、それでも最終の第4回委員会が極めて短時間で終了したという経緯を踏まえまして、今年度は、3回の開催を基本に進めさせていただきたいと考えております。

評価ごとのスケジュールについてご説明いたします。

まず、再評価についてでございますが、本日第1回目の委員会としましては、県の対応方針案についてのご審議、それから現地調査の要否等についてのご検討。それから、委員会の意見の決定、これは県の案のとおりにするかどうかということになりますが、そこまでをお願いしたいと考えております。

現地調査を実施すると決定された場合につきましては、現地調査地区以外の地区についての委員会の意見の決定をお願いしたいと思っております。

第2回委員会につきましては7月の下旬を予定しております。現地をご覧いただいた後、地元関係者等からのご意見を聴取した上で、現地調査地区に対する委員会意見を決定していただき、9月下旬に開催する第3回委員会では、附帯意見の要否、あるいは文書整理等も含めて、意見の取りまとめをお願いしたいと思っております。

続きまして、事後評価についてでございます。右の欄になります。

第3回委員会では、昨年度、選定していただいた4事業についてご審議いただく予定でございますが、今年度は昨年度より少ない3回開催での終了を見込んでおりますので、事後評価に係る委員会意見書の取りまとめ、それから来年度の事後評価対象事業の選定を同日の委員会において行っていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今の委員会スケジュールについて質問等があればお受けしますが、よろしいですか。委員会意見としてまとまらない場合には、回数が増える場合もあるかとは思いますが、基本的には3回で進めて参りたいということでしたので、今年度は、このスケジュールによ

って進めていくことにしたいと思います。

それでは、早速、今日、第1回目ということで、再評価対象事業の審議に入っていきたいと思います。

先ほど、説明がありましたように、現地の調査が必要かどうか、委員会の意見として附帯意見を付けるかどうか、そのあたりを特に重点的に考慮いただきながら説明を聴いていただければと思います。

それでは、まず、今年度本委員会で審議する事業を確認したいと思います。

今年度の再評価対象事業について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、お手元の委員会資料、緑のファイルになります。こちらの1ページ目をご覧くださいと思います。

平成27年度公共事業再評価対象事業(総括表)をご覧くださいと思います。

今年度は、農林水産部関係が1件、県土整備部関係が7件、合計8件の事業が再評価の対象となっております。

課別の内訳といたしましては、農村整備課が1件、道路課が4件、河川砂防課が2件、都市計画課が1件となっております。

再評価の対象となる理由といたしましては、次のページをお開きいただきたいと思いません。

平成27年度公共事業再評価対象事業一覧になります。

こちらの右側の方に再評価の理由が書いております。未着工5年が1件、それから再評価後5年が4件、継続10年が2件、その他が1件となっております。

なお、資料の訂正がございます。

8、一番下になります。都市計画課、都市公園事業の全体事業費、76,388,000千円となっておりますけども、こちらを76,409,000千円に訂正をお願いしたいと思います。

今年度の再評価対象事業等につきましては以上でございます。

(武山委員長)

それでは、審議の方を進めて参りたいと思います。

議事の2番目です。今年度の再評価対象事業に係わる県の対応方針について審議を進めて参りたいと思います。

審議の進め方ですが、まず担当課から所管する事業について一括して説明するというところでお願いしたいと思います。

委員の皆様には、事前に質問のやり取りもしていただいておりますが、改めて担当課からの説明を聞いていただいた上で、本日、更に質問ということがあれば、説明の後、意見と

併せてお受けしたいと思います。

また、審議を通して現地に出向いて現場を見る必要があるとか、あるいは、地元の関係者から話を聞くとか、委員会としての意見をまとめるためにそういうことが必要だとなれば、現地調査地区ということで選定して、現地調査を行いたいと考えております。

本日、委員会意見の決定まで、更に質問等があれば次回以降に回しますが、なければ本日、委員会意見の決定までしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず県から個々の調書に従って、事業のポイント等を要領よく説明をお願いしたいと思います。

それでは、まずは農村整備課さんからお願いいたします。

(農村整備課)

改めまして、農村整備課長の影山です。

よろしくお願いいたします。

私共が所管しております農業農村整備事業ですが、農業の競争力を強化するために、農地の大区画化や複合経営を可能とする汎用化を実現するほか、農村地域の防災・減災を進めるため、農村の洪水被害防止対策や農業用水の水質浄化対策などを行います。

今回の再評価の対象となる水質保全対策事業は、ここに分類されます。

堤川1期地区、これは、酸性河川である堤川から取水した水をホタテ貝殻によって中和し、身近な生き物が棲める豊かな田園環境を再生するとともに、酸性水による水利施設の劣化を防止しようとするものです。

詳細について、担当から説明いたします。

農村整備課の野呂と申します。座って説明させていただきます。

それでは、整理番号1番、水質保全対策事業、堤川1期地区の説明をいたします。

再評価実施要件は未着工です。

予定工期は平成22年度から平成30年度までで、総事業費が1億9千万円となっております。

本地区は、青森市南部の堤川上流部に位置し、酸性河川である堤川から取水した水を農業用水として利用していますが、酸性水により水路等の劣化が進んでいるほか、身近な生き物が生息していない状況にあります。

このため、堤川から取水した酸性水をホタテ貝殻を活用して中和し、pHを改善することにより、田園環境の再生とともに、農業水利施設の劣化を防止し、農村地域の環境保全を図ることを目的としております。

主な内容は、水質保全施設を整備するものですが、当初計画では、調書の後ろの資料4ページをご覧ください。

図のような自然流下方式として中和反応を長期に持続することを実験・検証しながら整

備を進めることとしていましたが、ホタテ貝殻の表面に生成物が想定以上に付着して、中和反応を妨げることが判明し、事業目的を達成するには5ページの図のように反応槽を回転させる動力方式を採用することが必要となっております。

また調書の方に戻っていただきまして、事業の進捗は44%で、学識経験者を含む検討会を組織し、実験・検証を行ってきております。

社会経済情勢については、水質の改善により生態系の再生・保全が図られることと併せて単位面積あたりの収量の回復も期待されることから、受益農業者を中心とした協議会が設立され、事業を推進してきましたが、総事業費が約5倍、維持管理費が約1.1倍となる見込みとなっております。

費用対効果につきましては、事業制度上、算定の必要はありませんでしたが、今回の再評価にあたって算定したところ、B/Cは当初計画時の1.29に対し、動力方式に変更した場合は、0.18となり、1を切ったことから、効果が費用を償う見通しが得られない状況となっております。

代替案については、水源転換の検討を行いました。水量が確保できず、新規水源の確保は困難であり、安価なホタテ貝殻で水質改善する現計画が最適としております。

住民ニーズ、意見としては、説明会等により地元関係者のニーズの把握に努めてきましたが、受益農業者は米価が下落している中、維持管理費を負担出来ないとしており、事業の継続を望んでいない状況にあります。

以上から、事業目的である地域の水環境の改善を達成するため、その技術は確立したと考えておりますが、各評価にB及びCを含んでいること。費用対効果が見込めないことや、受益農業者が事業の継続を望んでいないことなどから、県の対応方針は中止としてお諮りしている次第です。

続きまして、ご質問のありました件についてです。

資料2の1ページになります。

本日、欠席の長利委員から3点ご質問がございました。

まず1点目の「事業採択時に採用した自然流下の無動力方式以外にどのような方式を検討したのか」につきましては、事業採択前にホタテ貝殻を活用した無動力の水質保全施設の基本構造を検討するため、学識経験者を含むホタテ貝殻水路技術検討会を組織し、多様な水路形式でモデル実験をした結果、円筒分土工形式の噴上型水路がpHの改善効率が最も優れているという結論を得ております。

2点目の「自然流下の無動力方式を決定するにあたり、類似地区事例を参考にしたのか」につきましては、事業採択当時、ホタテ貝殻を使用して酸性水を中和する自然流下の水質保全施設の類似事例は確認出来ませんでした。

3点目の「事業中止とのことで、代替案がなければ事業目的が未達成のまま放置されてしまうことが懸念されること」につきましては、当初は酸性河川である堤川から取水した農業用水路に身近な生き物が帰ってくることと併せて、単位当たり収量の回復を期待して、

水質保全施設を整備し、受益農業者がその維持管理費を負担することを前提として事業に着手しました。

しかし、米価が大幅に下落している状況から、自然流下方式を採用した時に相当する維持管理費であっても、受益農業者の過半から負担は困難であるとの意思が示されたところ
です。

なお、収量については、堆肥を用いた土づくりなどの農業者の努力により、10アール
当たり600kgと青森市の平均収量程度を実現した事例も出てきています。

以上の状況変化を踏まえると、当初の事業目的を達成することは困難な状況となってい
ますが、事業中止による受益農業者の影響は小さいと認識しています。

今後、米価や後継者事情等が改善し、受益農業者が改めて事業実施を要望した際には、
本事業による成果を活用して、地域住民の要望に沿えるように対応して参りたいと考えて
います。

以上でございます。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今の農村整備課からの説明について、質問、意見等があったらお受けしたいと思
います。

(藤田委員)

農業者に対するある程度の見込みというのは、今、お答えに出ていたのですが、目的の
もう1つであります身近な生き物の生息地の回復という点については、どうお考えなの
かを伺いたと思います。

(武山委員長)

これは、担当課の方から。

(農村整備課)

身近な生き物の回復ということですが、本地域は、そもそもカエルやドジョウ等の身
近な生き物が、生息していない状況で、事業中止によって地域の環境が現状より悪化す
るものではないと考えております。

(農村整備課)

すいません、ちょっと補足します。

農村整備課長でございます。

アンケートを取った時に、農業者だけではなく、一緒に地域の住民の方にもご説明をし

て、元々、この事業を要望したのは農業者だけではなくて、地域住民の方の要望もあったんですが、その方達にもご説明をして、経済的に維持・管理することが難しいので、今回、残念だけれども、事業の中止についてはやむを得ないというふうに説明をして理解を得ているところです。

(藤田委員)

上流域の方に酸性水を中和するような、例えば苛性ソーダなどを撒くとか、そういったことで、ホタテということだけではなくて、いろいろな方法があるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

(農村整備課)

委員、ご指摘のとおり、いろいろな方法が考えられるんですが、上流の方が酸性度が高く、水量も非常に多くなっております。

今回の事業は、農業用水として必要となる部分を、ある程度酸性度が薄くなった中流域で取水をいたしまして、それに炭酸カルシウムのほぼ結晶であります、ホタテ貝殻を使って中和するというようにしておりますので、上流域だと濃すぎるのと流量が多すぎなので、これもなかなか実現可能性は難しいかと考えております。

(藤田委員)

あくまでも対象域がここの下流域のところだけを考えるのですか。それとも、青森県として、ある程度、堤川の全流域について、酸性河川を何とかしようという考えはないのでしょうか。

(農村整備課)

私共、農村整備課でございます、農業用水の水質改善という形で事業を進めております。

この事業の目的は、あくまで堤川1期地区の農業用水の水質改善ということで考えております。

(武山委員長)

他に、松木委員、お願いします。

(松木委員)

生き物ということであれば、多分、pHの改善だけでは、なかなか戻ってくるのは難しいかなということもあるので、pH以外のことでも、その生き物を帰すための取り組みとして、他にされている事例があるのかという点が1点。

あとは、生き物ということで気になったのが、酸性水により水路などの劣化が見られ、施設の機能低下が危惧されているということは事業目的で書いてあるのですが、実際にpH3.7という水が流れ続けることによって、どのくらいの施設の機能低下で、今は収量を努力によって上げているということが言われているのですけれども、このままずっとやっていると、そういうものも破壊され、機能低下することによって、お米が採れないという状況が生まれてくるのか。そのあたりの予測というものはされているのでしょうか。

(農村整備課)

この堤川の水質なんですが、ほぼ問題になっているのはpHのみでございまして、その他の水質については特段問題ないということになっております。

(松木委員)

少し質問の趣旨が違っていて、pH以外の、例えば、護岸を3面張りにするとか、色々なことで生き物が棲めなくなる要因があると思うのですが、そういう別の部分で生き物を帰していくというような事例はあるのかどうか。

(農村整備課)

私共、農村整備課で土地改良事業という事業を担当しております。これは、土地改良法という法律に基づいてやっておりますが、法の中に環境との調和に配慮して実施するとあります。

青森県の中でも、なるべく自然の部分を残して、3面張りにするのではなくて、生き物が棲めたり、あるいはその生き物がその水路に落ちてもしい上がることが出来るような勾配であったり引っ掛かりがある水路、というような形で、出来るところでは必ずそのように意識しながら事業を進めているところでございます。

もう1点のpHが非常に低い酸性度であるところから、水利施設への影響ということでございます。おっしゃるとおり、現実に水路施設、かなり傷んできているところがございますけども、これにつきましては、農林水産省の補助事業を活用して、痛んだところについては、適時適切に改修を行って、農業生産に影響が出ないように進めていきたいと考えております。

(松木委員)

その効果も費用も見込んで、やはり事業をやらない方がいいという判断ということで考えていいのでしょうか。

(農村整備課)

このB / Cというのは、今後、負担しなければいけないコストと、今後想像できる便益全て、今、見込める範囲で見込んでおります。

(武山委員長)

他にございますでしょうか。

山下委員。

(山下委員)

北大水産の山下です。

影山さん、大変だと思いますけど、中止については賛成です。

利水の便益者は何人ぐらいいたのですか。

(農村整備課)

ここの受益者は27名おります。

(山下委員)

年間生産量、この計画時でどのぐらいだったのですか。ここのところでいくと、次の次のページ、B / Cの分析資料のところの年間便益は400万円ぐらいでしょうか。

今、申したいのは、いただいた農村整備の事業の概要図、このマップの方から見ると、ここの堤川の流域の中で、この規模の農業生産を行っているところは、結構あるように思えるのですが。

言いたいのは、この手のもの(整備計画)は、バブル時代、結構見ましたよね。いろいろな新技術投入だとか、これと同じような発想でやっているような事業があるのかどうか。それの方が、私は気になるのですが。

(農村整備課)

同種のものというのはございません。ホタテ貝殻を使って中和したというのは、ここが今、初めてになります。

(農村整備課)

この堤川流域には同じように酸性水によって被害を生じているところがございます、堤川1期地区はそれの1つ目の事業として着手したものでございますので、まだ、その他については同種の事業は着手しておりません。

(山下委員)

これを考える時に、どう見ても素人的なのですが、これ、八甲田山やられていると思うのですけれども、ホタテ貝の原貝をロータリーキルンみたいな形で回しても、全く意味がないですよ。要するに炭酸カルシウム化して、その中の微粒分の大きさの接触面積を大きくするような形の中でやる技術の方が妥当で、ホタテの生貝であれば、例えば、北海道の噴火湾などでやっていますけれども、殆ど効果がないのは分かっているわけで、もし事業を走らせるなら、はじめのデザインについては、よく計画をして入れなければいけない。

循環型の社会形成ということで、未利用、こういう無価値物を使うのは非常に良いことだと思いますし、青森オリジナリティがあると思いますが。

それだけです。

(武山委員長)

その他、ございますでしょうか。

よろしいですか。

また、後で思い出したら、その場で発言されてもよいので、次に進めて参りたいと思います。

それでは、続いて道路課の方から4件続けてお願いいたします。

(道路課)

道路課長の浅利です。

道路事業の概要について説明させていただきます。

道路課が所管する事業は、県管理国道及び県道の維持管理と整備などとなっております。

具体的には、主要幹線道路ネットワーク上で規格の高い道路として位置付けられる地域高規格道路の整備、バイパス現道拡幅による道路改築、橋梁等道路施設の補修更新、歩道等交通安全、融雪溝整備などの雪寒、法面对策などの災害防除、といった事業の他、除雪など管理全般についてでございます。

県内の道路には、道路利用者や市町村の方々など、各方面から多くの要望を寄せられており、まだまだ整備が必要と考えております。

県といたしましては、より一層、効果的・効率的に整備を進め、地域の要望に応える道路整備を推進して参りたいと考えております。

個別の事業内容につきましては、担当から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

(道路課)

道路課の永澤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

道路課の案件は4件となっております。

整理番号の2番から5番までの4件についてご説明いたします。

はじめに、整理番号の2番、国道279号二枚橋バイパスについてです。

再評価実施要件は、再評価後5年、平成8年度の事業採択で終了予定は平成32年度へ変更しております。

本事業は、バイパス整備により現道の交通隘路区間を解消し、むつ市や下北半島縦貫道路への交通アクセスを向上させることにより、下北半島地域の産業や観光の振興を図ることを主な目的としております。

また、本バイパス区間は、大規模地震が発生した際の津波による浸水区域外であることから、地震時の避難路としての機能も有しております。

主な内容は、前回の再評価時から変更はございません。

事業費は人道ボックスの追加や軟弱地盤対策などにより、前回の再評価時から5億7千万円増額となり、53億3千万円を計上しております。

事業の進捗状況ですが、計画全体に対する本年度までの進捗率は75.7%、バイパス起点側1.5kmは既に供用済みです。

一部共有地について、土地収用法の適用による手続きを進め、今年度中に用地取得は完了する見込みであり、事業の早期完成を目指していることなどから、A評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、地元の期成同盟会から、防災機能が脆弱な現道に代わるバイパスの早期整備について強く要望されていることなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、今回の再々評価では事業費の増加と供用時期の遅れに伴う便益の減少により、前回よりB/Cが低下しておりますのでB評価としております。

コスト縮減代替案の検討状況については、再生材の利用によりコスト縮減に努めていること。代替案の検討では、現道活用ルートは家屋移転が多く、地域住民の生活に与える影響が大きいほか、経済性でも不利であり、バイパスルートが最適であると判断されることからA評価としております。

評価に当たり特に考慮すべき点については、沿道市町村から早期完成を強く要望されていること。沿道の自然景観資源に配慮し、緑化を図りながら併せて斜面の安定対策をとっていることなどからA評価としております。

お諮りいたします対応方針は、費用対効果分析の要因変化がB評価となっておりますが、本路線整備は交流促進、連携強化、浸水区域を回避するなど、防災機能確保の面等からも必要性、重要性の高い事業であることから、継続としております。

ここで、阿波委員から事前にいただいておりますご質問についてお答えいたします。

資料2をご覧ください。

質問は「本道路は、大規模災害時において防災機能、緊急物資輸送や避難路等が期待されております。当該地区の想定津波を考慮した道路機能の維持対策についてご説明いただきたい」という内容でした。

これに対する回答といたしまして、当該地区を含む国道279号は、災害対策基本法における緊急輸送の円滑な実施に必要な第1次緊急輸送道路であるとともに、本県の防災公共推進計画においても、災害時等の孤立集落発生を防ぐため、避難場所と防災拠点の道路交通を確保すべき重要な路線として位置付けられています。

当該バイパスに対応する現道区間の一部は、津波浸水区域内にあることから、想定津波等の災害発生時における道路機能の維持対策として、本事業により津波浸水区域内にバイパスを整備することとしているものです。

回答については以上です。

次に整理番号3番、むつ恐山公園大畑線葉色沢工区についてです。

再評価実施要件は、再評価後5年、平成13年度の事業採択で終了予定は平成29年度へ変更しております。

添付しております参考資料の2ページをご覧ください。

大畑川沿いを通る当地区では、降雨による冠水により度々通行止めを余儀なくされ、円滑な通行に支障を来していることから道路の高上げ、拡幅による道路改良事業を実施しております。

調書にお戻りください。

主な事業内容及び事業費は、前回の再評価時から変更ありません。

事業の進捗状況ですが、計画全体に対する本年度までの進捗率は86%、用地は全て取得済みで、平成24年度から工事に着手しております。

特記事項といたしまして、工区近接箇所にクマタカの営巣が確認されており、平成20年から継続して調査を実施しております。

調査結果を基に、学識者に意見聴取を行い、対策を講じながら施工しており、工事着手後、クマタカが工事を忌避するなどの傾向は確認されておりません。今後も同様のモニタリング調査を継続していくこととしております。

工事の進捗とともに冠水のリスクが減少し、効果が発現されていることなどからA評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、国道279号の代替道路であること、恐山や薬研溪流などへの観光路線であること、路面冠水による通行止めや幅員狭小箇所が解消され、安全で円滑な交通が確保されることなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、今回の再々評価では供用時期の遅れに伴う便益の減少により、前回よりB/Cが低下していることからB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点はA評価としております。

お諮りいたします対応方針は、費用対効果分析の要因変化がB評価となっておりますが、国道279号の代替路であること。進捗率が82%と完成まで僅かであることや、工事の進捗とともに冠水のリスクが減少し、効果が発現されているなど、必要性・重要性の高い

事業であることから継続としております。

次に整理番号4番、柘棚手倉橋線上横沢 期工区についてです。

再評価実施要件は、再評価後5年、平成13年度の事業採択で終了予定年度に変更はございません。

本路線は、交通基盤の脆弱な新郷村南部の集落と地区の骨格路線である国道454号とを連絡する生活上欠かせない道路ですが、当該区間は幅員狭小で急こう配、急カーブが連続する交通隘路の上、未舗装であることから、国道454号へのアクセス向上を図ることを目的に整備しております。

主な内容ですが、改良工のうち縦断計画を見直しし、切土量を減らしております。

切土量の見直しに伴い、事業費が前回の再評価時から4億3千万減額となり、約6億円を計上しております。

事業の進捗状況ですが、他の完了工区等へ優先配分したことにより、平成15年から平成22年まで事業を休止しており、本年度までの進捗率は50%となっております。

平成23年、事業を再開した際に縦断計画の見直しを行い、切土量を減らすなど事業費を削減しているほか、用地買収は完了しており、早期完成を目指していることなどからA評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、山間部に点在する各集落から、村の公共施設へは村内を横断する国道454号を経由する必要があるため、地元からは、国道454号へのアクセス道路の整備が強く要望されていることなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化、コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点はA評価となっております。

お諮りいたします対応方針は、全ての項目がA評価であり、早期完成が望まれている必要性、重要性が高い事業であることから継続としております。

最後に整理番号5番、国道279号むつ南バイパスについてです。

再評価実施要件は、その他で、社会経済情勢の急激な変化等としておりますが、具体的には、事業費と工期の見直しが必要になったことに対し、国土交通省から地元の再評価委員による審議を踏まえるようにとの指導があったことによります。

添付しております参考資料4ページをご覧ください。

工期変更要因についてご説明いたします。

用地取得率は98%に達しておりますが、赤で囲んでおります残り2%の共有地等の用地未解決部分が工区全体に点在しております。

このため、平成19年度から土地収用法に基づく事業認定申請の事前協議を行っておりますが、この協議に不測の期間を要していること。未買収箇所が点在することにより、工事進入路が分断され、施工計画に遅延が生じている状況です。

このため、一番下の欄に記載しております終了年度は、当初、工区30年と記載されておりますが、平成28年度の誤りです。申し訳ありませんでした。

変更工期は起点から国道338号までの1工区を平成30年台前半。国道338号から終点までの2工区を平成37年度に変更しております。

次に5ページをご覧ください。

事業費増加要因についてご説明いたします。

番の交通運用の見直しに伴う車道幅員の変更についてですが、道路交通法改定に伴い、規制速度を60キロから70キロに見直す協議を交通管理者と行った結果、中央帯1.5mを追加し写真にありますようなガードレール型のタイプに変更することとしております。

舗装面積、土工量及びガードレール費の増加により、約17億円を追加計上しております。

次に 番、むつ尻屋崎インターチェンジの追加設置についてですが、地元からの強い要望により、主要地方道むつ尻屋崎線との交差部にインターチェンジを追加する計画としております。

追加設置費用については、近接工事からの発生土を受け入れることにより、コスト縮減を図る予定でしたが、近接工事箇所が用地取得難航により受入が困難となったことに伴い追加インターチェンジ設置費用の約10億円を追加計上しております。

次に 番の防雪柵設置箇所等の見直しについてですが、概成した盛土高で気象観測結果を再検証した結果、設置延長を2キロから3.8kmに、防雪柵のタイプを吹払式から高性能式に計画変更しており、約4億円を追加計上しております。

以上、3点が道路利用者の安全性・利便性向上に伴う費用の増加で、合わせて約31億円を計上しております。

番の軟弱地盤対策の見直し、現場発生土の安定処理についてですが、道路土工指針に基づき、200メートルピッチでボーリング調査を行い、推定地盤線を想定して軟弱地盤対策を行っていましたが、盛土施工中において、周辺地盤や近接電力鉄塔の変異が確認されたため、再調査を実施したところ、局所的に支持層が傾斜している複雑な地盤であることが判明いたしました。

この対策といたしまして、改良範囲を青色で示しております500㎡から、赤色で示しております4,250㎡に見直しし、併せて電力鉄塔2基の移設費を補償しております。

次に現場発生土の安定処理についてですが、地質調査の結果から、約50cm程度は安定処理を行った上で、切土工区の発生土を盛土材として再利用する計画としておりましたが、切土工事に伴い現地調査を実施したところ、平均2.5m程度の深さまで安定処理が必要になることが判明し、見直ししております。

これら軟弱地盤対策費の増額として約24億円を計上しております。

その他、埋蔵文化財調査費、事業認定申請書の作成費、測量試験費、消費税の増税分などを計上しており、事業費は前回の122億円から190億円に変更しております。

調書の方をご覧ください。

事業の進捗状況ですが、計画全体に対する本年度までの進捗率は48.6%、事業の進

捗に遅れを生じていることからB評価としております。

社会経済情勢の変化はA評価、費用対効果分析の要因変化については、事業費増額の影響と供用時期の遅れによる便益の減少により、B/Cが減少したことからB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況、評価に当たり特に考慮すべき点についてはA評価としております。

お諮りいたします対応方針は、事業の進捗状況、費用対効果分析の要因変化の項目がB評価となったものの、工期変更の主な要因であった用地未解決部分に対する事業認定の手続きが整ったことや、下北半島縦貫道路整備の一環として進められている必要性、重要性が高い事業であることから継続としております。

道路課の案件は以上となります。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今、道路課の方から4件まとめて説明いただきましたが、順不同、どの事業でもよろしいですが、質問等があればお受けしたいと思います。

阿波委員。

(阿波委員)

それでは、私の方で事前に質問させていただいた件について、幾つか確認させていただきたいと思います。

今回の事業区間の中で、津波の浸水区域を外れる形でバイパスを整備するという形のご回答をいただいておりますが、この区間の中で最も低い位置というのは標高的にこの事業区間の中でどのあたりになるのでしょうか。

(道路課)

標高的なものといえますか、浸水区域が一番内陸の土地の方に張り出してくるのが、丁度、工区の終点に二枚橋地区の防災広場というところがあるんですが、その辺の浸水区域が内陸まで入ってくるような形にはなっております。

(阿波委員)

そうですね。

大畑川ですかね、この左岸あたりは特に低い場所というわけではないのですか。

(道路課)

大畑川の左岸も確かに浸水区域になるんですけども、今回のバイパスの区域の外になっ

ています。

(阿波委員)

そうですか。なるほど。

そのあたりの対策というのは、例えば、津波が大畑川に遡上してきた時に、それを越えて道路側に浸水するというのも当然考えられると思いますが。

(道路課)

今回、二枚橋バイパスの外ではあるんですけども、279号に、その他にも浸水区域がありますので、そちらの方は今後対策していかなければいけないと考えています。

(阿波委員)

別途事業としてやるということですか。

(道路課)

今すぐというわけではないですが、そのように思っています。

(阿波委員)

分かりました。

ありがとうございます。

(武山委員長)

その他、ございませんか。

藤田委員。

(藤田委員)

2つありまして、1つが3番目の道路、恐山のところです。

その道路につきまして、おそらくヒバが川沿いにあると思のですが、その保護策をどのように取られていたかということが1点と、クマタカの営巣地があると書いてあるのですが、それに対する配慮とはどのようなことをしているのか。営巣地だけではなくて、餌場につきましても、ちょっと考えていただきたいというのが、大畑川沿いの道路についてであります。

それから、もう1点が5番目のものです。オオセッカやオオタカの生息地が入っていると思うのですが、環境影響への配慮というところに、オオセッカやオオタカの生息環境への影響を回避・低減したルートを設定したと書いてあり、全体計画平面図という参考資料の地図が出ておりますが、どのように回避したのかを地図上で出来たらご説明いただける

と分かるのですが。少しこのあたりがよく分からないので、どういったことを検討されたのかと。その2点につきまして質問します。

(道路課)

まず1点目の葉色沢工区に対するご質問です。

クマタカの方から先にご説明したいと思います。

クマタカの環境の配慮についてなんですが、地元で自然保護に対して認識の高い方がおりまして、その方に毎年意見を伺っております。

(藤田委員)

お名前は何ていう方でしょうか、その方の。

(道路課)

NPO法人オオセッカランド理事長の古川博さんという方です。日本野鳥の会の会員の方でもございます。

その先生に毎年ヒアリングを行っているわけですが、今年の3月に行ったヒアリングの結果では、工事をする前の平成23年度、24から26年度は工事中でしたが、クマタカの出現状況を見ると、どうやらクマタカが工事を忌避しているような傾向は認められないと。工事中による営巣付近の出現回数の減少も見られないことから、葉色沢工区のクマタカと呼んでいるんですけども、工事を忌避しているような可能性は確認できない、というようなアドバイスをいただいております。

そこで、その葉色沢のペアが、段々、工事の騒音や動きに慣れてきた可能性も考えられる、というようなお話もいただいております。

工事中は、当然のことながら低騒音の重機や「ドン」という突発的な大きな音は出さないように注意しているところでございます。

(藤田委員)

ヒバについては。

(道路課)

ヒバについては、特別、調査等はしておりません。

オオセッカ、オオタカの回避したルートですが、生息地は回避していることは間違いなく、これは、事業認定の際にも、環境問題については項目がありまして、それに対する調査結果を報告することにしております。報告して、事業認定の方は受けているんですが、今日はその図面を持参していませんでしたので、後日か、あるいは次回にご提供するということではいかがでしょうか。

(藤田委員)

そちらは結構です。

出来れば、次回か後日、その図面でこういったように代替ルートにしましたというようなものがあればお願いしたいです。

あと、ヒバについてですが、添付の写真を見ますと、3ページの一番下の写真が、おそらくヒバだと思います。そうなりますと、このヒバを切らなくて済んだのかどうか、支障木として、そういった配慮はしているのか。それともどんどん切ってしまったのか。そのあたりは、いかがでしょうか。

(道路課)

先ほど、ヒバについては、特段、考えていないという説明をしましたが、訂正させていただきます。

ここを管轄しているのが営林署でして、当然、営林署の方々、そういう樹木については見識が高いので協議させていただきまして、こういう支障な分は必要最小限で伐採するのは、営林署の許可を得て伐採していると。切ったヒバは、売却しているということになっております。

(藤田委員)

では、ルートを変えるとか、若干1mとか2mぐらい少し振るとか、そういうことはされなかったということですか。

(道路課)

協議の過程で複数案検討いたしますので、その中では、そういうこともあったかと思われれます。

(武山委員長)

よろしいでしょうか。他にあれば。

山下先生。

(山下委員)

対象2、3、5について、2、3は一括ですが、先ほど、阿波委員がおっしゃったように、ここの地点、特に工事の2ですね。このバイパス、非常に大切な橋は二枚橋だと思います。

ただ、ここの地形を見ると、北側の方には下風呂があるし、南の方は薬研、そして恐山と。この調書の中で見ていくと、いただいた資料の中からいうと、道路事業の費用便益の

要項がありますね。観光便益もこの青森県の中では見ていいということになっているのですが、工事対象の2では、防災便益が入っていない、観光便益も入っていない。3のところにおいては、防災便益は載っていますが、観光便益が入っていない。これを入れると、事業の進捗がかなり早まると思うのですが、いかがでしょうか。

(道路課)

委員ご指摘のとおり、今の二枚橋のところに防災便益、これはBの項目ですので、ここを入れればB/Cは当然のことながら高くなる結果にはなります。

防災便益は、3m以上の高さの危険箇所とか、そういう法面の条件がございます。

今回、3m以上の危険な法面がないので、防災便益の、防災による便益は出てこないということになります。

(山下委員)

私が言ったのは、そこの直近の道路の防災の便益という意味ではなくて、周辺の広域的なところの防災の視点で防災便益は図れないかということです。

例えば、今、青森と函館市でとんでもないことになっていますが、大間で原発が出来る。これは必ず出来るでしょう。ということになったら、広域避難道にもこれを使うわけで、なおかつ、今はあそこの二枚橋のお陰で下呂温泉に行こうと思っても、なかなか、むつかから上がりきれない。縦貫道が行くわけですから、そういう意味では観光便益も含めて、それから防災便益も含めて計上するべきじゃないかというのが私の意見です。

今、ここでは、どうこうなりません、本当に全土の、県の全体の整備計画の中の順位付けに関わってくるので、もう一回少し慎重に読み直していただければと思います。

(道路課)

県のB/Cの考え方が防災ルートを見ない算定方式になっていますが、これについては、委員ご指摘のとおり、広域のルートを加味してもいいのではないかとすることも考えられますので、ちょっと時間をいただければと思います。

(山下委員)

それから、5番目のむつ南バイパスですが、もう既に供用開始になっています。最終的には、このいただいた資料の2ページの地図にあるように、ここの下北縦貫が繋がると、非常に大きい経済効果を出してくれると思います。

ところが、1ページにある、今、1工区ですから、優先供用の中で仕方がないのですが、何故インターチェンジをこの現道に繋ぐのですか。2か所、こういう設計になった。

例えば、このインターチェンジをもっと南の方の2工区の供試(供用試験)が始まると

ころの終点のむつ市の奥内のところに置いてやって、例えば高速道路のところは、工事取付道路があるから、その工事道路をサイドウェイに使う、例えば、むつから尻屋に行く方ではなくて、東通の方に行くものに接続するという案もあると思うのですが。インターチェンジをあまりにも近いところに2か所置くというのは、ある意味で説明しにくい部分がないでしょうか。

(道路課)

委員のご質問は、最初の1工区の方のむつ市尻屋崎線インターチェンジ、これは追加で地元から要望があって設置したところですが、この間隔が狭いのではないかとということによろしいでしょうか。

ここは、説明の繰り返しにはなりますが、当初は設定しておりませんでした。地元から東通の方から来る方の利便性がここにインターチェンジがあれば非常に良いということの要望を受けまして検討した結果、ここに追加しているという状況です。

(山下委員)

これも要望はあるのですが、これを見ていくと、計画道路の方は田名部のごちゃごちゃの交差路がありますよね。あれは、上側から巻いて北側から落っこちるような形になっている。

今、むつの方の東通へ行くところに、338号が入っていますが、ここと上側の方の尻屋崎のインターチェンジのところをさっき言ったようにバイパスウェイの中で、要するに側道ですが、工事道路のところを使って上手く誘導してやると、インターチェンジの盛土切土はとんでもないお金が掛かるので、比較的楽にここのところは整備出来るのではないかと考えていますが、どうでしょう。

(道路課)

追加した、むつ尻屋崎線のインターについてですが、今、先生がお話したような、いわゆる簡易なダイヤモンド形式という形式でやっていますので、先生の考えに沿ってやっています。

(山下委員)

本格的なインターじゃないのですね。分かりました。

追加ですけど、このランプの取り付けはどうしますか？今、供試道路になっているのですが、最終的には繋がるのですか。

(道路課)

この南側、2ページに下北半島縦貫道路の概略図とありまして、未着手区間となっております。

ります。県の方も要望を続けているところですが、ここが着手、事業化になれば、むつ南バイパスの終点側のインターチェンジも含めて検討したいと思っています。

(山下委員)

薩摩の方の高速道路だとか、新幹線の事業と同じで、終端からやるというのは、結局、真ん中全部繋がるイメージでやっているの、最終的なイメージを持ちながら、例えば、ここにターミナルをどう造るかということを含めないと、現道だけの話ではないので、是非、そこも供試が始まったら必ず繋がるので上手く考えていただきたいと思います。

(武山委員長)

その他。

松木委員、お願いします。

(松木委員)

今の山下委員がおっしゃったことと似たような意見なのですが、今の4件のうち3件はB/CがBだったということについてです。B評価であるけども、こういう理由で継続という皆様の判断だったのですが、Bでも継続という場合もあるのか、Bだったら中止や見直しということになるのか、そのあたりの判断が難しく、理由があるのであれば、やはりB/Cをなるべく数字に表してAに持っていくような、例えば、先程の津波の浸水や原発などの防災のリスクが入っていなかったり、あとは観光の効果などもあるので、Bだった時に、どうしたら継続になるのかという基準というものがあるのかどうか、個人的に分からなかったの、教えて欲しいなど。全体的な話ですが。

(道路課)

まず、B/Cのところは何故Bになったかという、前回と比較して下がった場合はBにするというような決め事がございます。それでB評価としています。

事業の採択基準としては、1を超えれば事業化というような基準を設けておりますので、それについては、B評価ですけどもクリアしていると。

最終的な評価ですが、ここは、正式名でいえば、公共事業再評価にあたっての点検評価基準というのがございます。その中で総合評価の欄がございまして、区分が継続、計画変更、中止、休止と4つあり、この継続の基準が、5つの大項目の各評価がいずれもAのみである場合、またはBが含まれる場合であっても、事業を継続することが妥当と判断されるもの、とございます。

今回、B評価はあるんですけども、先ほど説明した理由等々から事業を継続することが妥当というふうに判断いたしまして、継続というふうにお諮りしております。

(松木委員)

前回から評価が少しでも下がってしまって、数字の絶対値に係わらず下がってしまったらBになってしまうということなのですか。

(道路課)

費用対効果分析の要因変化の方はそういう形になります。

(松木委員)

そうすると最終的な評価として、やはりこのB / CがBだったとかAだったとかに重きを置いてしまいますので、印象として分かりにくいというのがあります。制度的な、方法的な問題だとは思いますが。

(武山委員長)

従来からB / Cが下がった時にはB評価というような決めでやっているということですね。なので、下がってもなおかつB / Cが高いものと、下がってはいないけれども当初から低いものとかあるので、ここはBだけで、という評価にはならないのかなということですね。あくまでもトータルで評価していくということになるかと思います。

(松木委員)

トータルな評価として、AとかBとか、そういうのはないわけですね。

(武山委員長)

ないですね。

その他。

(藤田委員)

少しだけ付け加えさせていただきたいのですが。

恐山、薬研渓流などのむつ恐山公園線の話ですが、できれば、附帯意見か何かでなるべくヒバの支障木を減らすようなルートを考えて欲しい。

1本も切るなというわけではないのですが、ある程度、避けられるようであれば避けて、森林管理署と話し合えばいいというだけではなくて、そういったルートを考えていただきたいということを付け加えていただければ有難いのですが。いかがでしょうか。

(道路課)

当然、樹木の伐採は最小限という条件のもとで営林署さんとも協議を進めております。

(藤田委員)

必要最小限というのは、凄く曖昧なので、できれば努力いただきたい。

(武山委員長)

附帯意見を付けるかどうかは、ここで議論をさせていただきますが、どの程度伐採した等、何か資料があれば出していただければと思いますので、ご検討ください。

私の方から、4番目です。これは、逆に事業費が大分縮減というか低減しているということで、そこは良いかと思うのですが、切土量を減らすことによってかなり減ったという形の説明がありましたけども、線型的には、かなり不利になったとか、そういうことはあるのですか。その点だけ少し確認させてください。

(道路課)

線型は殆どいじっておりません。勾配が変わった、勾配がちょっと不利というか。

(武山委員長)

設計速度を下げたとか、それほど大きな影響にはなっていないということですか。

(道路課)

というふうに認識しています。

(武山委員長)

その他、道路課の要件について。阿波先生。

(阿波委員)

追加で教えていただきたいのですが。

5番目のむつ南バイパスの事業につきまして、今回、新しくインターチェンジを追加設置されるということで、むつ尻屋崎インターチェンジですね、仮称ということでございますが、これを設置したことによって、便益には何か影響がございますでしょうか。プラスの要因があるかどうかを教えていただきたい。

(道路課)

便益に限定すれば、当然、ここにインターチェンジが出来れば利便性が向上します。

むつ尻屋崎線からの方々がここから乗るということになりますので、当然、交通量が増える形になります。交通量が増えれば、必然的に便益が上がるということになります。

(阿波委員)

それは、今回の費用対効果分析の中にも組み込まれて見積もられているということでもよろしいわけですか。

(道路課)

はい、組み込まれております。

(阿波委員)

分かりました。ありがとうございます。

(武山委員長)

その他、よろしいでしょうか。

それでは続いて、河川砂防課の方からお願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課です。

河川砂防課の案件は継続10年のものが2件でございます。

1つは河川事業、もう1つは地すべり対策事業でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

(河川砂防課)

それでは、河川事業の明神川総合流域防災事業についてご説明させていただきます。

再評価実施要件としては、継続10年経過によるものです。

採択年が平成18年度、終了予定年度が平成37年度となっております。

事業目的といたしましては、明神川は現況流下能力が低く、度々浸水被害が発生しているため、自然環境の保全等に配慮しながら、河川改修工事を行っております。

30年に1回程度の規模の洪水を安全に流下させ、人家や農地を洪水被害から守ることとしております。

事業の主な内容といたしましては、築堤、河道掘削、それに伴う橋梁の架け替え等を実施することとしておりまして、事業費は総事業費32億8700万円に対しまして、平成27年度時点で15億3100万円を実績として実施しております。

総事業費は当初から変更はございません。

事業の進捗状況といたしましては、添付資料の1ページ目をご覧ください。

添付図面1ページ目の下の平面図にありますように、このグレーで着色した下流から約0.8kmまでの一連区間の改修が完了しておりまして、概ね事業は計画どおりに進んでおります。

調書に再び戻っていただきまして、事業の進捗状況の欄です。事業費割合での進捗率は平成27年当初で計画全体に対しまして46.6%、年次計画に対しまして93.2%の進捗状況となっております。

事業効果発現状況ですが、先ほど申し上げましたように、下流から0.8kmの一連区間について、築堤及び河道掘削による河川改修が完了しておりまして、この区間についての効果が発現されていることからA評価としております。

次のページをお願いします。

費用対効果分析の要因変化についてですが、費用対効果につきましては、当初計画時の1.84に対しまして、今回、再評価時で1.93となっております。その理由といたしましては、総費用及び総便益共に今回新たなマニュアルに基づいて費用対効果を算定した結果、総費用に当たる建設費、それから総便益に当たる治水便益ともに評価基準年を見直したことによって増加したことが理由となっております。

便益に当たる試算の数等は当初から変わっておりません。

コスト縮減ですけれども、工事に当たっては河床掘削等による発生土を同工事の築堤や旧川の埋め立てに流用することで評価をAとしております。

対応方針といたしましては、全ての項目がA評価であるほか、依然として治水安全度が低く、度々浸水被害を受けていることから、明神川沿川住民の生命・財産を洪水被害から守る本事業は継続して実施する必要があると考えております。

続きまして、整理番号7番、大山長根地すべり対策事業について説明いたします。

長期継続10年の再評価です。

大山長根地すべり対策事業は、交付金事業により実施しております。

採択年度は平成18年度、終了予定年度は平成29年度でしたが、施設設計及び効果判定により工事を進めていることから、工事進捗が若干超えたため、完成年度を平成31年度に変更しております。

事業の目的ですが、大山長根区域は過去に土塊の押し出しや斜面崩壊が発生するなど、地すべりの前兆現象が数多く確認されていることから、被害想定区域内にある保全対象の住民の生命・財産を守るため、1、2、3、4、6というブロックを優先して地すべり対策工事を進めています。

主な内容では、ブロックの効果判定を考慮し、詳細設計等の見直しを行った結果、対策工の変更はありません。横ポーリングにおいて安全度に満たないブロックの追加工事の増が生じております。

事業費は、当初計画時3億8800万円に対し、5億3800万円となり、増となっております。

次に評価指標及び項目別評価についてです。

事業の進捗は、全体計画73.2%で、追加対策工事の増により工事進捗が若干遅れた

ことが要因となっております。

工事進捗の遅れはありましたが、用地問題などの阻害要因もないため、今後は重点投資を図り、平成31年度の完成を目指しております。

また、施設完成後は、地すべり防止効果が直ちに発現出来、保全対象も多く、事業効果の発現が大きいことからA評価としております。

次のページをお願いします。

社会経済情勢の変化について。

必要性では、大規模な地すべりが発生し、土塊による直接被害が人家や避難場所などへ広範囲に及ぶため事業の必要性は高く、また、防災工事に対する地元要望も高く、工事の協力体制も整っていることからA評価としております。

費用対効果分析では、当初計画のB/Cは7.08で、今回は6.06です。当初計画との比較では、追加対策工事及び事業期間2年延長により、総費用Cは1億8200万円増額。また、人家等の評価額の上昇により、総便益は7億4400万円増額となり、結果として費用対効果は、今回6.06と下がりましたのでB評価としております。

3ページをお願いします。

コスト縮減では、明暗渠基礎工事に再生砕石、護岸工にカゴマット工の採用でコスト縮減を図っております。

代替案の検討では比較検討を行い、最適工法を採用していることからA評価としております。

住民ニーズは、工事説明会や用地交渉時に聞き取りをし、工事進捗においても地元の要望は高いものでした。

環境への配慮では、自然地形の改変の低減を図り、低騒音、低振動、排出ガス対策型の建設機械の使用など、周辺環境への影響を少なくする対策を行っていることからA評価としております。

最後になりますが、対策方針としては、費用対効果分析ではB評価があるものの、保全対象施設を考慮すると重要度が高く、地すべり対策が必要であるため、総合評価としては継続としております。

以上です。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今、河川砂防課から2件の事業について説明がありましたが、質問等があればお受けしたいと思いますが、その前に10分程度休憩にします。

休憩

(武山委員長)

河川砂防課の2件について質問等があればお受けするところから再開したいと思います
が、何かございますでしょうか。

では、私の方から、6番目の明神川の方で、河口の方は800m程度終了しているとい
う話でしたが、これは津波の遡上とかに伴って何か手当みたいなものがあとから発生して
いるということはございますか。

(河川砂防課)

明神川につきましては、添付資料の2ページの上の写真を見ていただきたいんですが、
河口部の明神橋から下流、紫の線で表示している部分ですが、ここについては、別事業に
なりますが、明神川の地震・高潮対策河川事業という津波を想定した事業で対応しており
ます。

今回、あげております総合流域防災事業と別事業になります。

(武山委員長)

分かりました。

その他、よろしいですか。

また、後で思い出してもらって、全体を通してという時間を設けたいと思いますので、
また何かあればその時にお願いいたします。

それでは、続いて都市計画課の方から、お願いいたします。

(都市計画課)

都市計画課長の中野でございます。

都市計画課では、都市施設としまして、街路、都市公園、下水道などの整備を行って
おり、今回、都市公園事業1件が再評価対象となっております。

県管理の都市公園につきましては、青森市宮田地区の新青森県総合運動公園、青森市安
田地区の青森県総合運動公園、そして県庁に隣接している青い森公園の3か所となっ
ております。

都市公園は、良好な都市環境の形成に資するとともに、近年では災害時における避難地
や復旧・復興の拠点としての機能が求められるなど、その重要性が高まっております。

県としましては、今後とも、計画的かつ効率的な都市公園の整備を進めて参りたいと考
えております。

再評価対象の事業の内容につきましては、担当から説明いたします。

(都市計画課)

整理番号8番の都市公園事業について説明いたします。

地区名は、新青森県総合運動公園で、再評価実施要件は再評価後5年、今回で3回目の再評価となります。

調書の1ページ目をご覧ください。

1の事業概要ですが、採択年度は平成8年度です。事業終了年度は平成35年で、前回評価時の30年から変更しています。

事業目的は、国際的・全国的な競技が開催可能なスポーツ施設を備えるとともに、県民各層が利用できる総合運動公園を整備することです。

事業費については、前回評価時の651億円から764億円に変更しています。

増加の主な要因は、陸上競技場整備費の見直しによるものです。

続きまして、2の評価指標及び項目別評価の(1)事業の進捗状況ですが、全体計画に対する事業の進捗率は54.3%、公園供用率は72.8%です。

平成24年4月には、球技場3.2haが供用しております。

説明の欄で「教育庁で策定した青森県スポーツ振興基盤整備計画」とありますが、教育庁を教育委員会に訂正させていただきます。教育委員会で策定しました青森県スポーツ振興基盤整備計画において、陸上競技場を最優先で整備することが明記され、平成27年度から工事着手を目指しています。

問題点解決見込みとしては、当初、平成26年度に工事着手の予定でしたが、2度入札不調となったことから、平成27年度にずれ込むことになり、整備期間は平成27年度から平成30年度を予定しています。

事業効果発現状況ですが、平成25年度の利用者数は約51万3千人となっています。

平成24年4月には球技場が供用しており、大会やサッカー教室などに利用されています。

平成25年にさくら広場に設置した遊戯施設は、多くの親子連れに利用されています。

評価ですが、整備済みの施設は多くの県民に利用されており、陸上競技場にも着手していることからA評価としています。

2ページをご覧ください。

(2)の社会経済情勢の変化ですが、老朽化が進む現運動公園の代替施設であり、国際的、全国的規模の競技会を開催出来る施設の整備が必要となっており、近い将来に開催が予想される国体に向けて、計画的に整備していかなければならない状況であること。用地買収は、地元の協力により完了していることから、それぞれの項目をa評価としており、全体評価もA評価としております。

(3)の費用対効果分析の要因変化ですが、費用項目では建設費・維持管理費ともに増加しており、便益項目では利用価値が減少し、環境価値、防災価値は増加しています。

B/Cは前回評価時の1.43から1.06となっております。

ここで、委員の皆様には資料の訂正をお願いします。

表の下の方の計画時との比較はa評価となっておりますが、B/Cが前回より低下して

いることからb評価となります。これに伴いまして、(3)費用対効果分析の要因変化の右側の全体評価もB評価となります。

阿波委員より事前質問をいただいておりますので、併せて回答いたします。

本日、お配りしております資料2、質問事項等回答書の3ページをご覧ください。

ご質問は、再評価時(3回目)において維持管理の大幅な増加が認められます。その要因及び将来の見通しについてご説明いただきたい、という内容でございました。

まず、増加要因ですが、平成25年度に完了した陸上競技場の実施設計を基に詳細に算定した結果によるものです。

この増額により、維持管理費を前回評価時の年間4億5800万円から6億5000万円に見直し、現在価値化した結果、49億1300万円の増加となりました。

また、将来の見通しですが、今回算定しました維持管理費の総額は、未着手の屋内50mプールや野球場などの詳細な規模や仕様が決定した時点で改めて算出することとなりますが、平成26年度に策定しました公園施設長寿命化計画に基づく効率的な維持管理を行うとともに、公園全体の効率的なエネルギーマネジメントの検討を進めるなど、将来的な維持管理コストの縮減に努めていくこととしております。

調書に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

(4)コスト縮減・代替案の検討状況ですが、舗装に再生材を使用するとともに、維持費を抑制出来る「省管理型高麗芝」を使用するなど、コスト縮減を図っております。

また、現総合運動公園での拡張整備を中止し、代替地を検討して機能移転しておりA評価としております。

(5)評価に当たり特に考慮すべき点ですが、住民ニーズを把握するために、アンケート箱の設置やパブリックコメントにより住民ニーズの把握に努めています。

環境への配慮については、現況地形を極力生かすこと、調整池の設置による水害対策、地下水への影響を考慮した工法の選定などに配慮しておりA評価としております。

3の対応方針ですが、本事業については、5項目のうちB/Cを除く4項目がA評価となっており、B/CはB評価ではあるものの1以上の数値となっております。

スポーツに対する県民のニーズに対応するため、老朽化が進む現有施設の移転整備を図り、また高齢化社会に対応するための憩いの空間を確保するという目的から、引き続き整備に取り組む必要があるため、対応方針を継続としています。

以上で都市公園事業の説明を終わります。

(武山委員長)

ただ今の都市計画課からの都市公園事業に対する1件について質問等、コメントがあれば、阿波委員。

(阿波委員)

ご説明、ありがとうございました。

事前質問事項の維持管理費の件につきましては、回答のとおりで理解出来ましたのでどうもありがとうございました。

追加で別途もう1点、確認させていただきたいと思います。

先ほどのご説明の中で、調書の1ページ目の下の方の欄で問題点、解決見込みということで、平成26年度に工事着手を目指しておりましたが、2度の入札の不調となったことから、工事着手時期が平成27年度にずれ込むというように記載されておりますが、この解決の見込み、例えば、その不調となった原因等々、おそらくあるかと思しますので、そういったことを踏まえて、今年度、事業が着手できる見込み等がもしございましたら、簡単にご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

(都市計画課)

1度目の入札不調につきましては、参加者がなかったものです。ただし、参考資料として公告した資料を提供した会社がありましたので、そちらからその状況をヒアリングして、JVの構成の緩和や実勢価格の採用による予定価格の見直しを行った上で2回目の入札に臨みました。

2回目の入札につきましては、1社が応募したんですが、直前になりまして辞退という状況になりました。

現在、入札を辞退したJVの方にどうして辞退したのか、そういったものをヒアリングを行うとともに、設計提案競技で決定しました設計者とも施工方法や積算内容等についてヒアリングしながら県の考え方との違い等を分析して、次回の入札に向けて準備を進めているところです。

(武山委員長)

他にございますでしょうか。

山下委員。

(山下委員)

この手のものは非常に難しいと思います。バックグラウンドは2つあります。函館市もアリーナをやった時は、不調を起こしていますね。色々な基準を変えたのですが、なかなか難しい。今、造っていますが。

この問題、国体の対応工事ということでやられることになると思うのですが。ご存じのように、舛添知事がオリンピック対策の国立競技場でごねていますね。あれと似たようなものが起こっている。この予算700億円ですよ。半分までいっていますが、これは、やらざるを得ない。

質問が3つあります。

まず、国策工事としてやっているなら、国体用に臨時の交付金の引き当てのあてなどはあるのですか、課長。

(都市計画課)

国体の開催につきましては、主に教育委員会の主導で行っていますが、あくまで国体は国からやってくださいと言われるわけではなく、自治体側の方からの立候補により開催地が決定して進めるというふうに聞いております。

国体について、国土交通省の方で現在ある支援制度の中で国体枠というものはあるやに聞いておりますが、国体の開催が正式に決まった段階でそういったものを活用出来るとも聞いております。

現段階では、国体開催が決まっておりませんので、現段階でそれを活用することは難しいと理解しております。

(山下委員)

これは、オリンピックのサッカーなど、北海道も引っ張っていますが、そこを目当てにやっている話ではないのですね。

全然ありませんか？

ともかく、お金を引っ張ってこないと、これだけの工事費、県民が納得するかどうか。

(都市計画課)

陸上競技場につきましては、既に予算を確保しておりまして、先ほど説明しました青森県スポーツ振興基盤整備計画の中で、非常に現施設が老朽化していることから最優先に施設を整備するというので、既に着手していると。

(山下委員)

本当にこれは、我々、北側の方の地域からすると、競技者にすれば本当に贅沢というか有難い施設だと思うわけです。投てき場まで用意されていますし。

それから、外側の方にランニングコースだとか、サイクリングロードをひけば、かなり誘致は出来ると思います。それだけの爆発的な機能を持っているのですが。

2番目です。この工事範囲というか、エリアだとか、エリア別の中に入っている工事の内容を変えることは、もう計画上は出来ないのですか。

例えば、今、仮設にはなっていますが、多目的グラウンドのために浮いているところをアーチェリー場にしていますね。実は、東京の方に行くとアーチェリー場というのは、非常に広くていろいろ使えるから、こういうような4種競技をやるような、投てき場などにも使われるような形になっている。

それから、多目的広場は、これはあるべきですが、補助競技場がありますね。これも内容によっては、本式の陸上競技場の中にサブとして入れるような設計も可能だとは思いますが、どうでしょう。

(都市計画課)

まず、最初にお話がありましたアーチェリー場の部分ですが、現在、整備しております投てき練習場がアーチェリー場兼投てき練習場ということで計画されております。

もう1つ、補助競技場につきましては、現在の陸上競技場もこれから造る競技場もそうなのですが、日本陸連の第一種公認競技場ということで、その条件として、第三種の公認を得た補助競技場が隣接していることという条件がありますので、中に同一機能を取り込んでということではなく、それぞれ機能を持たせて整備するということになっております。

(山下委員)

ということは、このままやるしかないということになりますね。分かりました。

最後です。

この全体的なところ、これだけの工事費になるのですが、国交省の言っている総合評価委員会、技術評価、これもやはり加味してやるような工種になっているのですか。

(都市計画課)

技術評価につきましては、内容を把握出来ていないんですが、実際にこの整備をするに当たっては、通常の都市公園事業で事業認可を国に提出しまして、その認可を受けまして随時継続的に整備している状況にあります。

(山下委員)

遅れも含めて、これだけの規模になると、国交省、W Oだと関係ないのですが、地域精通度とか技術者配置、それから本社屋の配置まで要求されることになるんですね。そこでポイントが上がってしまうので。

そういうような項目は、今回のこの入札時には条件として入っていたのですか。

(都市計画課)

発注につきましては、私共、都市計画課ではなく建築住宅課でございまして、事業の全体の今後の進め方、再評価については、私共の担当でございまして、発注の詳細については、申し訳ございませんがここではお答え出来ません。

(山下委員)

課長がおっしゃるとおりで、発注側のところが上手くやらないと、中央のゼネコンに全

部食われてしまいます。だから、ここに気を付けないと。県民のお金を使うわけですから、かなり大きい工事なので、慎重にやっていくべきかなと、私は考えています。

ありがとうございます。

(武山委員長)

その他、ございませんか。

藤田委員。

(藤田委員)

ここでは、遺跡などというのは全然出なかったのか、そういった問題がないのかということ質問させてください。

(都市計画課)

この敷地エリアは大部分が遺跡の包蔵地でございました。

整備を進めているエリアは、既に埋蔵文化財調査が終了しておりまして、写真、資料3ページの航空写真で見させていただきますと、公園の右上部分に「上野尻遺跡」という部分と、緑地広場とって、(野球場予定地)となっている部分につきましては、まだ本格的整備が進んでいないことから、これから埋蔵文化財調査を実施するエリアとなっております。

(藤田委員)

その上野尻遺跡というのは、計画地外じゃないのですか。中に入るのですか。

(都市計画課)

こちらにつきましては、計画の中に入っております。黄色の点線は、供用エリアの点線ですので、この遺跡部分は、未供用エリアとして囲ってあります。これは、公園の敷地内に含まれるということです。

(藤田委員)

供用エリアとはどういう意味なのでしょう。

(都市計画課)

既に整備が終わって、一般利用に供することが出来る、もう既に県民の皆さんに利用していただいているエリアということになります。

(藤田委員)

そうすると、全体計画地というのは、どこにありますか。地図上は何か入っていますか。

分かりませんので。

(都市計画課)

全体については、この黄色の点線で囲まれております供用区域と、赤の点線で区切られております陸上競技場のエリアと先ほどご説明申し上げました上野尻遺跡という名称で囲われているエリア、これらのエリア総計で全部で約86haの整備となっております。

(藤田委員)

分かりました。ありがとうございました。

(武山委員長)

その他、ございますでしょうか。

私から、先ほどの説明では、陸上競技場の実施設計に基づいて増額という、事業費の増額という説明がありましたが、機能的に何か向上させたとか、そういうことはあるのですか。

(都市計画課)

元々、国体開催も目指しておりました競技場ということで、先ほども説明申し上げました日本陸連の第一種公認陸上競技場、その要件を満たす規模仕様で計画しております。

細かい部分等については、当初計画時から、具体の計画という形で変わってきておりますが、基本の部分については変わっておりません。

(武山委員長)

その他、よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の都市計画課からの説明を含めて8件の事業がありましたが、全体を通して何かあればまたお受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

私の方から、5番目のむつ南バイパスの件で、説明の中では、用地費98%というような説明もあったかと思いますが、資料では99.1%です。あと、付属の地図でいうと、箇所的にはかなり残っているように感じるのですが、実際、用地はどれぐらい片付いて、それは事業費ベースなのか、総面積ベースなのかというあたりが分かれば、補足でお願いしたいのですが。

(道路課)

調書の方の「うち用地費」の数字99.1%、こちらの方が事業費ベースです。

それで、参考資料の方のページ、4ページの方、先ほどの説明で98%が用地買収で2%

残っていますというのが、この赤で囲んだ面積ベースになります。

(武山委員長)

その他、全体をとおして。
道路課。

(道路課)

先ほど、むつ南バイパスで、藤田委員からオオセッカとオオタカの生育区域を図面上で示して欲しいということについて、ご説明したいと思います。

参考資料の1ページをご覧ください。再評価の27-5の参考資料を付けておりますページ番号1と書いているところです。

(2)の全体計画平面図の2工区と書いてあります、むつ東通インターチェンジから終点まで、赤の破線でルートを示しております。ここの右側あたりが田名部台地です、ここにオオタカが生息しております。

本線ルートの左側、田んぼがあるところが田名部低地となりまして、ここがオオセッカの生息している区域になります。

(藤田委員)

それで結局避けたということなるわけですね。

(道路課)

このルートをご覧いただければ分かるんですけども、本来であれば真っ直ぐが最短で、最適ルートと思われるんですが、それらを避けていますので、ちょっと歪んだというか、くぼんだような形になっております。

(武山委員長)

全体を通して、担当課の方から補足等含めてあればお受けしたいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、意見、コメント等がなければ、議事を進めていきたいと思えます。続いて議事の(3)ということで、現地調査についてご意見を伺いたいと思えます。

会議の最初の方でも言いましたが、従前から現地調査は、委員会意見を確定するために現地の住民の意見を聴きたいとか、あるいは実際、現地を見たいということで行ってきました。昨年は少し形を変えて勉強会的に見学しました。委員会意見を定めるために、こういう目的が必要だということがあれば現地調査を行いたいと思えます。何かご意見があればお伺いしたいと思います。

(山下委員)

件数の制限はありますか。

(武山委員長)

併せて何か所か見るといった時もありました。ただ、場所が離れてしまうと、それは事務局に検討いただくということになるとかと思いますが、どこか見たいということがあれば自由に意見を出していただければと思います。

(山下委員)

意見として、むつの2番目、3番目。地域的に二枚橋と恐山。

(藤田委員)

私も、特に恐山公園大畑線で見たいです。開発事業等における環境配慮指針チェック表の2行目のところで、周辺の樹木などは作業に支障がない範囲で保全というのが、現場でどういった配慮が本当になされているのか。支障木の件です。

出来れば、本当はそのルートも若干でもいいから変えてもらえたらということもあり、現場で見せてもらえると…。

ここが公園線ですから、当然、観光客がここに入ってきていまして、それでヒバを見るというのがメインになってくると思います。それに対する配慮というものが必要ですから。この作業に支障がないというのが少し弱いような気がして、ある程度避けられるのであれば避けてもらいたいということもあり、出来れば大畑線を現地調査していただけると有難い。

(武山委員長)

箇所的には2、3、5は近いので、見ることは十分叶うかなという感じはしますが。

ポイントとしては、今のヒバの支障木のあたりでしょうか。あるいは、むつ南バイパスも見ますか。二枚橋とかですね。実際、範囲を越えているところもあるかとは思いますが、実際の現地を見ないと、という部分もあるかと思えます。

その他、ご意見、ございますでしょうか。

(藤田委員)

3時間ぐらいですかね。

前に行きましたよね。

(武山委員長)

大分前です。メンバーが刷新しました。

その他、意見、ございますでしょうか。

なければ、ただ今の方向で事務局と私の方で相談させていただきたいと思います。

ただ今の意見のポイントとしては、むつ恐山公園大畑線というところですね。そこについて支障木の関連と、あとは説明的なことということであれば、線型的にはある程度配慮しているというあたりを説明いただければと思うのですが。そのあたりを見させていただきたいということですかね。

(山下委員)

委員長、どうせ行きがてらだからインターチェンジも見て行きますか。

(武山委員長)

そうですね、現地、二枚橋、スケジュールの話はあるかと思いますが、通りがてらということであれば見せていただけるかと思いますが、そのあたりで検討させていただきたいと思います。

そうすると、現地の方からどのような意見を聴きたいかということについては、先ほどの営林署の方ということになるのでしょうか。

むつ南バイパスのオオセッカのあたりはよろしいですか。

(藤田委員)

そこは結構です。

(武山委員長)

では、そのような方向で事務局の方と私の方で検討させていただきたいと思います。

(藤田委員)

オオセッカランドのクマタカについても出来たら、参考までに古川さんからお話を伺わせてもらって。

(道路課)

葉色沢ですね。

(武山委員長)

そうすると、箇所としては3番のむつ恐山公園大畑線、ヒバの関連とクマタカの関連ということで。

(道路課)

クマタカの話は3番の葉色沢です。

(武山委員長)

そのあたりで検討させていただきたいと思います。

それでは、続いて委員会意見をまとめていきたいと思います。

ただ今の件を含めて、むつ方面はペンディングとするか、あるいは、1件ずつ諮っていききたいと思います。

特に附帯意見という話、途中でも出てきましたが、それはまだ検討する時間が取れるかと思しますので、ここでは付ける、付けないという話は、また改めてということにさせていただきたいと思います。

1番目の事業、中止という県の対応方針ということですが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、1番は県の対応方針案のとおり中止ということをお委員会意見とさせていただきたいと思います。

(松木委員)

私も中止は賛成なのですが、実際、どれくらいの費用が掛かったのかというのは。

(武山委員長)

それは書かれていますね。

(松木委員)

どこを見ればいいのでしょうか。

(武山委員長)

事業費割合で4割、44.2%というところですね。その内訳的な話ですか。

(松木委員)

中止になった時に、実際費用が掛かってしまったという事実があるわけですが、要は同じようなことを繰り返さないために、当時は分からなかったことなのかもしれないのですが、その反省材料にするために何か申し送りにするようなこととか、そういうのは具体的に作られるものなのかとか、中止になった場合、実際、半分ぐらいお金が掛かってしまったような場合の今後の活かし方みたいなものはあるのでしょうか。少し抽象的な意見ですが。

(武山委員長)

これは、今の段階で何か、担当課の方からお話いただけることはありますか。あるいは次回以降ということでもよろしい。

(農村整備課)

おっしゃるとおり、中止してしまったとしても、これまで8400万円というお金を使ってきたことは事実でございます。

ただ、まだ不幸中の幸いにして、まだ工事には至っておりませんので、これまで調査・計画を行っていたところがございます。これについては、今回、再評価でのご意見、山下委員からもデザインについてのご意見もありましたので、私共としては、今回再評価でいただいたことは、しっかり組織の中で申し送りをしていきたいと思っております。

(武山委員長)

今回、1期地区ということでしたが、2期以降ということについても、当然、変更ということになってくるのですか。

(農村整備課)

要は、技術的には我々、ホタテ貝殻を酸性水の中に入れて3日、4日はちゃんと反応が持続するんですが、その表面に水酸化鉄、第二鉄が生成物が表面に出てしまうものですから、そうするとホタテ貝殻が直接酸性水と接しなくなりますので、それで反応が進まなくなるんです。これをグルグル回すことで、表面の生成物を取って、それで反応を進めるということで、技術的には出来るんですけども、お金がどうしても掛かってしまう。受益者がこれを負担しなければならないという今の状況ではなかなか難しいんですが、今後、経済社会情勢が変わりまして、例えば、米価も相当上がってきて、さらにもう少し安価で出来るという状況になれば、これまでの試験の結果を活かして、また安価に進めていくことも可能かと思っておりますが、今のところは中止。

今後、地元の方からどうしてもやっぱりやって欲しいということであれば、その時点でもう一度最初から検討して進める時は進めたいと考えております。

(松木委員)

その試験に関しても、やるかやらないか決まっていな段階では、なるべくコストを抑えて試験をすとか、小規模にやるとか、かなりの金額が掛かっているので、そのことも今後の申し送りとしてあったらいいのかなと思っておりました。

(農村整備課)

貴重なご意見として承ります。ありがとうございます。

(武山委員長)

附帯意見を付けるかどうかは、またご意見を改めて出していただきたいと思いますが、対応方針として、委員会意見としては、県の対応方針案どおり中止ということによろしいですか。

改めて今のコメントを踏まえて、附帯意見を付けたいということがあれば、それは改めて協議させていただきたいと思います。

それでは、二枚橋バイパスについては、県の対応方針案どおり継続ということによろしいでしょうか。それでは、委員会意見も対応方針案どおり継続ということにさせていただきます。

それでは3番目です。むつ恐山公園大畑線の葉色沢ですが、これは、現地を見させていただきますが、継続ということはよろしいですか。

それでは、対応方針案どおり、これも継続ということにさせていただきます。

続いて4番目です。新郷村の道路ということになりますが、これは、県の対応方針案のどおり継続ということによろしいでしょうか。

それでは、継続ということにさせていただきます。

5番目、むつ南バイパスについてですが、これも現地、インターのあたりは見させていただきますということになるかと思いますが、継続ということはよろしいですか。

それでは、委員会の意見としては、方針案どおり継続ということですね。また、現地を見た上で附帯意見等が必要ということであれば、そこについては改めて議論させていただきたいと思います。

続いて6番目、河川事業、明神川の総合流域防災事業ですが、これも県の対応方針案どおり継続ということによろしいですか。

それでは、6番目、継続ということにさせていただきます。

続いて7番目、中泊の地すべり対策事業です。これも県の対応方針案どおり継続ということによろしいですか。

それでは、これも継続ということにさせていただきます。

最後、都市計画課の総合運動公園ですが、県の対応方針案どおり継続ということによろしいですか。

では、委員会意見としては、県の対応方針案どおりということ、いろいろ意見を出された部分があるかと思いますが、それについては、担当課の方でも考慮いただくとともに、あとは附帯意見として、是非、こういうことは付けたいということがあれば、また改めて協議させていただきますので、その部分については検討しておいていただければと思います。

3回目の委員会の方で附帯意見については調整させていただきたいと思いますので、それまでに付ける必要があるか、あるいは付けたらすればこういうようなものということで、意見を出していただければと思います。

そうしますと、本日の議事、これで終了ということによろしいですか。
事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局)

それでは事務局から、次回の委員会の開催につきましてご連絡させていただきます。

今般、現地調査を実施するということになりまして、むつ恐山公園大畑線、それから二枚橋バイパス、国道279号のむつ南バイパスにつきまして、現地調査を7月の下旬に開催する予定としております。出席していただきます地元関係者の皆様のご都合もございますし、委員の皆様方のご予定と調整しながら開催日を決定させていただきたいと思えます。

事務局から委員の皆様方に日程照会のメールを後で送らせていただきますので、出来れば早めにご提出いただきますように、よろしくお願いいたします。

続きまして、審議内容の公表・縦覧についてですが、本日の委員会におきます配付資料及び議事録につきましては、事務局である企画政策部企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページに公表いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(武山委員長)

全体を通して何かございますでしょうか。

特になければ、この進行を事務局の方にお戻しします。

(藤田委員)

一番最初に言われた橋も見るのでしょうか。

(武山委員長)

二枚橋は少し調整させていただいて、通るぐらいは出来るかと思うのですが、よろしいですか。

(司会)

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。